

中国における企業破産・更生手続の新たな進展（2021.10-2022.9）

——第十三回東アジア企業倒産再建シンポジウムにおける年度総括

王衛国（Wang weiguo）*

2021年から2022年までの間、国内外の厳しく複雑な経済情勢に対応すべく、中国の倒産法制の整備作業は着実に進み、倒産手続の効果も向上しつつある。本報告期間中である2021年から2022年にかけて、中国の現行の「企業破産法」の改正作業が進むと同時に、各下級人民法院と中国の政府機関により内部規程とガイドラインが発表され、倒産手続に関する難題を解決する方法が模索されてきた。中国の最高人民法院の年度報告によると、2021年に終結した倒産事件は全国で1.3万件であり、関連する倒産債権の合計額は2.3兆人民元（約46兆円相当）に及ぶ。そのうち、会社更生事件は732件であり、合計1.5兆人民元相当（約30兆円相当）の資産が有効に活用された。企業の自然淘汰と資源の効率的な配分が促進されるだけでなく、倒産事件の審理の専門化とIT化、個人倒産手続と倒産関連のサービス業に関する模索にも注目が集まっている。

本報告は、倒産法制度の整備、新たな措置、及び実務という3つの側面から、中国における企業破産・更生の新たな進展を紹介する。

一、倒産法制度の整備

（一）法令

1. 「企業破産法」の改正作業の展開

「企業破産法」の改正は、すでに第13期の全国人民代表大会（以下、「全人代」と略する：訳者注）常務委員会の立法計画に加えられた。2022年の立法計画によると、改正草案は年内に全人代の審議に提出される見込みである。全人代の財政経済委員会の改正における立案担当のグループは、金融機関、上場会社、国有企業、民営企業がそれぞれ問題視する課題について調査を行い、大学などの研究機関に「企業破産法」とほかの法令との整合性や、法制度の整備などに関する研究・調査を依頼した。現在、草案の立案作業が順調に進んでいる。

* 王衛国（Wang weiguo）：中国政法大学教授、中国銀行法学研究会会長、東アジア企業倒産再建協会中国理事長；翻訳：覃佳笛（Qin jiadi）（京都大学法学研究科助手）。

2022年3月全人代会議において、簡易倒産手続、すなわち、債権債務に関する法律関係が単純で、債権者数が少なく、かつ、事業と負債の規模が大きくない倒産企業のために、現在の倒産手続より簡素で迅速な手続を設計すべきであると提案された。法的な手続に基づき、中小・零細企業を低コストで高効率的に市場から撤退させることが目的である。これによって簡素・緻密という二元的な倒産手続体系が実現できる。また、「プレパッケージ型会社更生手続（中国語：預重整）」に関する制度を設立する提案もされた。「プレパッケージ型会社更生手続」において、利害関係者が十分な交渉を行うことを通じて、倒産会社の市場的な価値を見分けることができる。また、法的な手続期間の短縮、企業価値の保存、そして債務者とスポンサー、債権者との交渉コストの軽減などにも役立つ。

2. 「中華人民共和国金融穩定法（草案征求意见稿）」（和訳：「金融安定法（パブリックコメント用草案）」）

2022年4月6日、中国人民銀行（日本銀行に相当する機関：訳者注）が「金融安定法（パブリックコメント用草案）」を公表し、広く国民の意見を募集した。2022年5月に、全人代常務委員会が同草案を法案の審議の年度計画に加えた。同草案によると、同法は金融の安定を維持することを目標とし、金融リスクを予防し解消することを中心に、次の6点に重点をおく。すなわち、金融安定のための職務体制を改善すること、金融リスクの予防、解決に関する各方面の責任を確立すること、問題を処置するためのプール金を積み立てること、権力・責任を明確にすること、問題を処置するための資金を公正かつ秩序的に割り当てること、金融安定保証基金の設立、市場指向かつ法の支配に基づく倒産処理メカニズムを構築すること、法令・規則違反に関する責任を追及する体制を強化すること、である。そのうち、金融リスクを処理することについて、相応の体制を確立し、問題を処置するための資金を確保すること、担当部門による早期の介入と即時な処置について一連の措置と方策を定めた上で、担当の政府部門による処置と倒産手続との連結を確立することとする。

3. 「期貨和衍生品法」（和訳：「先物取引・デリバティブ取引法」）に基づく清算及び引渡しの倒産免責条項

2022年8月1日、「先物取引・デリバティブ取引法」が施行された。同法において、先物・デリバティブの決済・引渡しに関する倒産免責について定められている。その重要な内容は次の点にある。（1）先物取引の清算機関がその業務規程に基づいて徴収した証拠金、権利金、決済保証金、準備金等の資産は、清算及び引渡しに優先的に使用され、差押え、または強制執行の対象にならないものとする。清算及び引渡しが完了するまでに、契約の履行と引渡しを担保する保証金と引渡手続中の商品を使用してはならないものとする。法律に従い行われた清算及び引渡しは、取引当事者の一方につき倒産手続が開始されることによ

て、中断され、無効化されあるいは取り消されない。(2) マスター契約に基づいて行われたデリバティブのネットティングは、取引当事者の一方の倒産手続が開始されることによって、中断され、無効化されあるいは取り消されない。(3) 承認された清算機関が集中清算機関として一括清算する場合に、法律に従いクローズアウトネットティングを実行することができる。清算財産は清算および決済に優先的に使用され、差押え、または強制執行の対象にならないものとし、清算および決済完了までに使用してはならないものとする。法律に従い行われた集中清算は、参加した事業者の一方の倒産手続が開始されることによって、中断し、無効化しあるいは取り消されない。

(二) 行政文書と司法文書

1. 『關於開展營商環境創新試点工作的意見』（和訳：『ビジネス環境の革新の試みに関する意見』）

2021年10月31日、国務院は『ビジネス環境革新の試みに関する意見』を発表した。同意見において、北京、上海、重慶、杭州、広州、深センを第一陣の都市として、汎用性がある一連の制度改革を行い、全国のビジネス環境のモデルを形成させるものとする。同意見は、市場から撤退するメカニズムが健全・公開・透明、かつ効率的であることを要求する。かかるメカニズムは、プレパッケージ型会社更生手続の展開、健全な信用回復メカニズムの確立、債権者等による倒産管財人の選定及び推薦の許可、会社更生手続における政府と裁判所の協力体制の確立などを含めており、それによって会社の再建と破産清算の効果と効率を向上させる。その後、2021年11月25日、上海市人民代表大会は『上海市浦東新区完善市場化法治化企業破産制度若干規定（和訳：上海市浦東新区における市場経済化され・法治主義に基づく企業破産制度の整備に関する規定』を發布した。また、2021年12月1日海南省人民代表大会も『海南自由貿易港企業破産程序条例（和訳：海南自由貿易港における企業倒産手続に関する条例』を發布した。湖南省、福建省、寧夏省、広東省もビジネス環境の最適化に関する条例を相次いで發布した。

2. 『關於加快建設全國統一大市場的意見（和訳：全国統一的な市場の構築の加速化に関する意見）』と『關於為加快建設全國統一大市場提供司法服務和保障的意見（和訳：全国統一的な市場の構築の加速化に司法によるサービスと保障を提供することに関する意見）』

2022年3月25日、中国共産党中央委員会と国務院は、高水準な市場経済制度と社会主義市場経済制度の建設に強力な支援を提供すると同時に、現在の中国の経済情勢に適應するために、『全国統一的な市場の構築の加速化に関する意見』を發布した。2022年7月14日、最高人民法院は『全国統一的な市場の構築の加速化に司法によるサービスと保障を提供すること

に関する意見』を公表した。同意見において倒産手続と関連するものは以下の3点である。

(1) 市場主体の救済・退出メカニズムの改善。すなわち、強制執行手続と倒産手続との連携を改善すること、「企業破産法」の改正及び個人倒産に関する立法、倒産管財人協会及び倒産費用特別基金の設立、そして、政府と裁判所との連携を常態化する体制の確立を推進することである。(2)信用回復の制度の改善。すなわち、信用を維持するインセンティブと債務者名簿に登録された執行債務者の信用回復に関する制度を模索し、市場参加者の信用情報に関するビッグデータの収集・共有・活用のための健全な制度設計を推進することである。(3) 司法共助を強化し、中国大陸と香港との間の相互の倒産手続の承認援助に関する制度を設立する。

3.『关于充分发挥司法职能作用 助力中小微企业发展的指导意见』（和訳：司法の機能を十分に発揮させ、中小・零細企業の発展を支援することに関する指導意見）

2022年1月13日、最高人民法院は「司法の機能の役割を十分に発揮させ、中小・零細企業の発展を支援することに関する指導意見」を公表し、司法における中小・零細企業への支援をさらに強化し、その活性化と発展を促すために、6つの側面から20項目の指導意見を提出した。そのうちの5つ目の側面である「中小・零細企業に対する司法による救済機能を発揮すること」においては、2点の意見が提示された。(1) 執行手続において当事者による和解を積極的に促進する。財産の流動性にリスクがあり、執行債権を弁済できない中小・零細企業が執行債務者である場合に、積極的に執行当事者が債務免除や延納に関する和解合意をするように指導する。執行案件が複数ある場合に、直近の上級法院による執行、上級法院による執行法院の指定などの手段で事件を集中的に管轄する。これによって、当事者が債務を一括して整理する合意に達することを積極的に促進し、企業が債務の負担を緩和して、生産と経営を再開するための条件を整える。(2) 救う価値のある中小・零細企業を科学的に特定し、法令に基づいて保護を与える。新型コロナウイルス感染症などの影響を受け、すべての債務を返済不能になったが、救う価値がある中小・零細企業については、債権者が倒産を申し立てた場合、債務の整理や資産の再構成などの法的な手続以外の方法を利用するよう積極的に指導し、企業が苦境を乗り切れるよう支援する。倒産手続が開始されたが、救う価値がある中小・零細企業については、会社更生、和議等の手続を通じて危機を解決し、倒産債権を公正かつ秩序的に弁済し、企業が再生できるよう積極的に指導する。

4.地方の人民法院は倒産業務の質と効率を向上させるための規程を策定する

全国各地方の人民法院は中小・零細企業の審理手続の迅速化の方法を積極的に模索し、プレパッケージ型の更生手続を構築し、倒産事件を複雑なものと同略なものに分け、法廷内外の手続きを効率的に連携させるなどの措置を通じて、倒産業務の質と効率を着実に向上させ

る。例えば、2021年11月4日に重慶市第五中級人民法院の「倒産事件の迅速な審理に関するガイドライン（中国語：破産案件快速審理指引）」、2022年4月25日に北京の人民法院における倒産事件の専門部の「中小・零細企業の迅速な会社更生手続に関する措置（試行）（中国語：中小微企業快速重整工作弁法（試行）」、2022年6月16日に江西省高級人民法院の「倒産事件の迅速審理の適用に関するガイドライン（中国語：關於破産案件適用快速審理方式的工作指引）」及び「企業倒産プレパッケージ型再生事件に関するガイドライン（關於審理企業破産預重整案件工作指引）」、2022年5月27日上海の人民法院における倒産事件の専門部「プレパッケージ型更生事件の処理に関する規程（中国語：預重整案件弁理規程（試行）」などが発布されている。

二、新たな措置

（一）政府の部門間・地域間の協力体制の強化

まず、部門間の協力体制の確立を模索し、倒産時の税務関連事項の処理を最適化する施策が行われている。上海市青浦区、蘇州市呉江区、浙江省嘉善市の人民法院、人民検察院、税務局は「ビジネス環境を最適化するための税務関連の倒産事件における協力の仕組みに関する実施意見（中国語：破産案件涉税協作機制優化營商環境的实施意見）」に調印した。同意見においては、倒産事件における税務関連事項の処理プロセスを最適化し、検察院の監督機能を十分に発揮させ、倒産事件の処理効率を向上させることを通じて、苦境に陥る企業の再生の条件を整え、法律に基づく税金債権を確実に徴収し、税務機関と司法による共同管理体制の深化を推進することが企図されている。重慶市、河南省、寧夏省、四川省などの人民法院と税務局も、倒産手続における税金関連事項の処理に関する実施意見を相次いで公布した。同意見においては、税金徴収・管理プロセスの最適化、企業の破産・会社更生への支援、優遇税制の実施、法律に基づく税金債権の弁済、破産企業の税金関連事項の規制などの面で人民法院と税務機関の協力を強化することを通じて、破産企業の税務関連の難問に解決案を提供し、市場主体の撤退のための費用を削減することが企図されている。

次に、各地の法院間の地域を跨ぐ協力関係を強化する施策が行われている。四川省高級人民法院と重慶市高級人民法院は、成渝地区ダブル・シティー経済圏における倒産事件の処理に関する協定に調印した。この協定では、両地域の人民法院が情報技術を駆使して支援・協力を強化し、事務コストの削減を図る。同時に、倒産裁判官の合同会議、倒産事件情報共有システム、倒産事件における法適用に関する難問の相談システムと人材交流・育成の協力体制を構築する。このように、両地域の司法協力関係を深め、地域間の協同発展を促進し、法治化・市場化・IT化・協同化によって成渝地区の倒産事件の処理の水準を向上させる。

(二) 倒産手続研究センターの基地の設立と倒産事件の裁判の専門化の強化

2021年12月から、最高人民法院民事事件第二部の倒産手続研究センターの基地が、北京市第一中級人民法院、南京市中級人民法院、深セン市中級人民法院に相次いで設立された。倒産手続研究センターの基地の設立は、倒産法制度の改善と倒産法制度の適切な運用を促進するための重要な措置であるとともに、倒産事件の処理の経験をまとめ、ビジネス環境を最適化するための大きな実践的革新でもある。基地は問題の動きを見据えて、倒産法実務の先端的な難問を深く研究し、倒産事件の裁判の経験を整理することによって、中国の法院の倒産裁判の水準の向上と倒産法制度の整備に重大な貢献をした。研究基地の設立は、倒産裁判の専門化を強化する重要な一歩であり、倒産理論と倒産裁判実務の整合を促進した。

(三) 倒産裁判のデジタルイノベーション

本報告期間中、中国の法院は、倒産事件の一体化管理プラットフォームの構築をさらに推進して、IT技術を利用して倒産裁判の効率を高めている。倒産事件の一体化管理プラットフォームは、法院の訴訟事件の管理システムをベースに、倒産事件の全プロセスに関わる処理プラットフォームである。このプラットフォームは、オンラインで事件処理、資金の監督・管理、管財人の評価、オンライン会議と決議、債権者による評価、財産の処分、スポンサーによる支援などの様々な中核的な機能を統合する。裁判所、債権者、債務者、管財人などの複数の主体を連結すると同時に、裁判所による倒産財産の監督管理と管財人業務の監督と評価をサポートしている。その中で、新たな動きとして注目すべきなのは、(1)倒産事件の一体化管理プラットフォームを利用する地域が増加したこと。例えば、重慶市法院が構築した「破産協同易審平台」と呼ばれるプラットフォームが正式に稼働した；浙江省の「破産智審」と呼ばれるプラットフォームの利用可能の範囲が瑞安法院から省内の全ての法院に拡大した；貴州省の法院は「貴州智慧破産クラウドプラットフォーム」をリリースした。

(2)個人の債務整理にも倒産事件一体化管理プラットフォームを利用できること。例えば、2022年7月に、余杭法院はアリババなどと協力して「個人債務集中清理智審平台」と呼ばれるプラットフォームを開発し、当該プラットフォームには債権届出・調査・確定、債権者会議、証跡照会、信用の監督、公開Q&A、財産の処分という6つの項目がある。そのうち証跡照会、信用の監督、公開Q&Aはこのプラットフォームに特有の項目である。倒産事件の一体化管理プラットフォームの利用範囲を個人破産に拡大することを通じて、倒産手続のインテリジェント化・IT化の発展をさらに促進した。

(四) 倒産手続における信託サービスの運用

2022年4月、監督部門は『关于調整信託業務分類有關事項的通知(征求意见稿)(和訳：信託業務の分類の調整に関する通知(意見募集稿))』を公表し、信託業務を大まかに資産管理信託、財産権信託(資産サービス信託)、公益・慈善信託の3つに分類した。また、この通知は「企業倒産受託サービス信託」を「財産権信託」の区分に分類した。渤海鋼鉄の会社更生事件で初めて導入されて以来、企業倒産受託サービス信託は大企業の倒産に適用され、実務でも多く見られるようになった。例えば、方正グループの更生事件では、債務者財産を所持資産と処分待ち資産に分け、処分待ち資産は信託会社に引き渡し、債権者を受益者とする他益財産権信託を設定した。処分待ち資産は財産権信託財産として清算、権利の確定、処分を行った。HNAグループ(海南航空グループ)の更生事件では、債務者が保有する(他社の)株式の全てと売掛金債権を信託財産として、従来の経営陣がその運用を担当し、委託者の意思と利益(信託計画)に基づいて更生債権が弁済された。しかし、現在の倒産財産の信託サービスの運用はまだ手探りの段階であるため、責任の所在が不明確や監督の不足などが存在しており、専門家間で懸念や議論が生じている。

三、実務

(一) 事案の類型ごとの概説

1. 上場会社の倒産事件

「企業破産法」の施行から2021年9月までの間に、中国の法院が受理した上場会社の更生事件は合計85件あった。近年、同業者間の競争の激化と新型コロナウイルス感染症の拡大とが相まって、倒産会社の経営が難しくなっている。それに加えて、政府が金融政策としてデレバレッジの路線を維持し続けていることが原因となって、倒産手続開始が申し立てられる上場会社の数が年々増加している：2019年は14社、2020年は17社、2021年は33社である。2022年6月末時点で30社の上場企業が会社更生手続開始に関する発表を行うなど、経済成長の鈍化による淘汰が加速している。

2. 金融機関の倒産事件

2020年11月12日に、中国銀行保険監督管理委員会が包商銀行の倒産手続開始を許可して以来、金融機関の倒産に関する試みが展開されつつある。2022年6月、中国銀行保険監督管理委員会は、新華信託股份有限公司の倒産手続及び易安財産保険股份有限公司の会社更生手続の開始を許可した。2022年8月、中国銀行保険監督管理委員会は、遼陽農村商業銀行股

份有限公司と遼陽太子河村鎮銀行の倒産手続開始を許可した。今後、金融機関に関する倒産事件が増加することが見込まれている。

3. 自然人の倒産事件

2021年3月1日、『深セン個人倒産条例』が施行された以来、浙江省、江蘇省、山東省、江西省、四川省の人民法院も積極的に自然人債務者の債務に対して法的整理を行い、中国の個人倒産制度の創設のために実務の経験を蓄積している。例えば、深セン市中級人民法院は中国初の個人再建手続開始と初の個人破産清算手続開始の申立てを受理した。昆山市中級人民法院は中国初の会社と株主の「併合倒産」手続の開始を決定した。諸暨市人民法院は個人の債務整理・再生手続の進行中、銀行の融資をもって債務者の財務の問題を解決した。また、深セン市の法院は、個人信用回復制度と個人倒産情報共有・公告制度を率先して模索し、また個人倒産手続と社会信用制度との連携を促進することを通じて、個人倒産制度が「着実に遠くへ発展する」ことを助力している。

4. 国際倒産事件

2021年5月14日、最高人民法院と香港政府とは深センにて『关于内地与香港特别行政区法院相互认可和协助破产程序的会谈纪要（和訳：中国大陸と香港の裁判所間の倒産手続の承認援助に関する議事録）』を締結した。それと同時に、最高人民法院は『关于开展认可和协助香港特别行政区破产程序试点工作的意见（和訳：香港における倒産手続の承認援助の試みの展開に関する意見）』を公表した。同年9月6日、深セン市中級人民法院は、8月30日に森信洋紙有限公司管財人による香港倒産手続の認可と援助の申立てを受けたとの公告を行った。2022年1月、同院は、全国初の香港倒産手続の承認と援助の決定を下した。その内容には香港倒産手続開始決定の承認と管財人選任決定の承認が含まれる。このことは、同管財人が、森信社の代理人として、深セン市中級人民法院の協力の下で、破産清算のために中国大陸で様々な作業を行うことができるようになることを意味する。

（二）代表的な事件

1. HNAグループ会社更生事件：会社更生手続の実質的な併合と複数の手続間の協力に関する先例、及び国内事件が外国で承認と執行の許可を得る先例として

2021年2月10日に、海南省高級人民法院はHNA股份公司（海南航空股份公司）を含む321社の更生手続開始の申立てを受理した。それによって、上場会社3社が共同して更生し、非上場会社の更生が実質的に併合され、合計378社が同時に協力しながら更生手続を行うことになった。2021年10月に海南省高級人民法院が更生計画認可決定を下した。2022年4月に、海南航空股份公司を含む321社に関する実質的に併合された更生手続における更生計画が順調

に遂行され、裁判所の確認を得た。

本件は、負債規模、債権者数、債権者の種類、更生会社数と関連手続の複雑さのいずれにおいても、現在アジア最大規模の倒産事件であり、また、高級法院（日本の高裁に相当する：訳者注）によって審理する数少ない会社更生案件の一つである。更生計画では、信託財産管理・運営機をフルに活用し、債務者会社の継続的な経営と債務の分割返済を実現している。更生手続を通じて、HNAグループの多重債務の問題と上場会社としてのコンプライアンスに関する問題両方が解決された。それによって、事業、経営、資産、負債、株式の全面的な再編が達成された。また、大規模なグループ企業のリスクの解消、国内倒産事件の外国での承認・執行の許可、関連会社の更生手続の実質的な併合、上場会社のコンプライアンス問題の解決について、倒産手続に関する立法と実務のために豊富な経験を提供した。

2. 康美薬業股份有限公司更生事件：刑事事件と関連する上場会社の倒産事件

康美薬業股份有限公司は医薬品、漢方薬、生薬、医療機器の生産と販売を統合的に行う大手上場製薬会社である。2015年から2018年までの間、康美薬業股份有限公司の取締役会長である馬茂天は、他の者ととともに、法律に違反して多額の資金を調達し、自分の取引口座を利用して自己売買と継続的な取引を行う手法を用いて、同社の株価および取引量を操作し、財務詐欺を行い、営業利益を大幅に膨らませた。その結果、同社2020年の帳簿純益はマイナス229億6000万人民元（約4592億日本円相当）となった。康美薬業股份有限公司は、弁済期が到来した債務を支払うことができず、かつ債務超過に陥ったことため、掲東農商銀行が同社につき会社更生手続開始を申し立てた。掲陽市中級人民法院は2021年6月11日、同申立てを受理する決定を下した。同年11月26日、同院は更生計画を認可し、同年12月29日、更生計画の遂行が終了し、更生手続が終結する決定を下した。

ほぼ同時期に、康美薬業股份有限公司とその経営陣についての刑事事件も進行していた。2021年11月、佛山中級人民法院は、重要情報の開示義務の違反罪、証券市場相場操縦罪と団体贈収賄罪で馬武田に12年の懲役と120万人民元（約2400万日本円相当）の罰金、同社に団体贈収賄で500万人民元（約10000万日本円相当）の罰金を命じる判決を下した。2021年11月12日、広州市中級人民法院は、国内初の証券虚偽開示の責任紛争に関する判決として、康美薬業股份有限公司が52,037人の投資家に対して24億5900万人民元（約491.8億日本円相当）の損失の補償を命じる判決を言い渡した。

3. 大連船舶重工集团海洋工程有限公司更生事件：債権者による「自助式」の更生手続

2018年、国際石油価格の大幅な下落の影響を受け、多くの外国のバイヤーが船舶の購入をやめたため、同社が深刻な債務危機に陥った。債権者の申立てにより、大連市中級人民法院は2019年1月23日に同社についての会社更生手続開始の申立てを受理する判決を下した。

更生手続進行中、管理人は裁判所の指導の下で、「自助式」の更生計画を提案した。その内容は、中国輸出信用保険会社と総額17億5000万人民円の賠償金を支払う覚書を締結し、それを再建資金とするものである。また、同社の優れた既存経営陣による生産と運営を維持しながら、債権者が同社の株主として加入した。2021年6月30日に、大連中級人民法院は更生計画案につき認可決定を確定し、同年11月に、保険会社から賠償金の全額が支払われ、同社の再建のための資金が調達できた。

本件は、国際石油価格の急落、海上建設の市場の低迷、親会社の経営計画の調整など、多くの外部要因の影響を受け、再建自体は極めて困難なものであったが、その成功により、再建価値の高い優良企業を救い、債権者の損失を最大限に回復できた。本件は、非上場企業の債権者による「自助式」の更生手続の前例としての意味を持つ。

4.華晨電力股份公司更生事件：中国本土の法院が認可決定を下した更生計画が初めて外国の裁判所に承認された事例

華晨電力股份公司は、大手民間発電会社である。複数の要因の影響を受け、財政難に陥った。2021年8月20日に、北京市第一中級人民法院が華晨電力股份公司による更生手続開始の申立てを受理した。2021年12月17日に更生計画案が第二回目の債権者会議において可決された。同年12月29日に、裁判所は同更生計画に対して認可決定をした。2022年1月4日、管財人は米国のニューヨーク州南部地区の倒産裁判所に対して、華晨電力股份公司にかかる更生手続について外国主手続としての承認、そして関連する援助の決定の発令を申し立てた。同更生手続が厳正であり、各手続利害関係者の利益を公平に保護したため、中国で行われた華晨電力の更生手続は連邦倒産法1502条おける外国主手続として承認され、アメリカでの執行などの援助を得られた。

中国本土の裁判所で認可された更生計画が外国の裁判所で承認されたのは、本件が初めてである。同社には海外で米ドル建ての債務が存在し、かつそれにつきニューヨーク州法を適用することに合意したため、更生計画が（海外にいる）米ドル建ての債務の債権者に対して効力が生じるには米国の裁判所の承認が必要である従って、本件の更生手続は、中国法に厳格に従うと同時に、国際的な説得力を持たせる必要があるため、裁判所の高い水準が要求されていた。

5.中国発の個人破産事件：呼煦暉破産事件

呼煦暉氏はもともと深センのショッピングモールで塾を運営していたが、その後ショッピングモールの営業停止などにより、480万人民円（約9600万円相当）を超えた負債を抱えることになった。2021年6月9日、呼煦暉氏は深セン市中級人民法院に個人破産手続開始の申立てを行い、9月2日に同院が申請を受理した。10月18日、第一回目の債権者会議が招集

され、破産者の財産報告書、免責財産リスト、債権者表などが可決された。裁判所は、呼煦暉氏は経営の損失による負債を抱え、その資産は負債を完済することができないが、破産手続進行中深セン経済特区個人破産条例における義務を遵守したと認め、呼煦暉氏の破産宣告をした。破産宣告を受けた日から免責のモニタリング期間に入った。その後、呼煦暉氏のモニタリング期間中の評価を考慮して、破産債権の免責の可否が決定される。

本件は、2021年7月19日に深セン市中級人民法院が開始決定を下した中国本土初の個人再生事件たる梁文進再生事件に続く、中国本土初の個人破産事件である。本件において、個人破産事件の調査プロセスとアプローチが明確にされ、破産者の基本的な生命権と債権者の利益の合理的なバランスが図られた。よって、「誠実で不幸な」破産者に対する制度上の救済が実現され、破産者に社会活動の再開と社会価値の創造へのインセンティブと希望が与えられたのである。

以上